

## 豊洲新市場への移転に伴う移転時支援策

### 1 はじめに

豊洲新市場は、50年先まで見据えた首都圏の基幹市場として、高度な品質・衛生管理や効率的な物流の実現など、産地や顧客・消費者のニーズに応えた市場を目指している。

市場では、多様な業態の市場業者が緊密に連携してその機能を担っており、豊洲新市場への移転を希望する市場業者が、新市場においても、引き続き事業活動を行っていくことが重要である。

そこで、東京都は、市場業者が抱える移転に対する不安や経済的負担を軽減するため、新たに市場独自の支援策を構築し、豊洲新市場への円滑な移転を推進していく。

### 2 これまでの経緯

平成23年1月 「豊洲新市場整備に伴う市場業者への移転支援の基本的な考え方」の公表

平成24年1月 「豊洲新市場への移転に伴う市場業者支援策」の公表

平成24年10月 利子補給事業（移転前経営安定化資金）の実施

### 3 移転時支援策の考え方

#### (1) 市場業者の様々な資金需要に対する支援

豊洲新市場に移転する市場業者に対して、それぞれが抱える移転に対する不安や経済的負担を軽減し、円滑な移転を推進するため、利子補給事業の内容を拡充するとともに、制度融資等を利用できない市場業者を対象として、新たに市場独自の融資事業（組合転貸融資、仲卸・関連事業者融資及び大規模事業者融資）を構築し、市場業者の豊洲新市場への円滑な移転を支援する。

#### (2) 業界団体の自主的事業に対する支援

業界団体が構成員のために行う移転対策事業について、その事業資金を融資する事業を構築し、豊洲新市場においても活力ある事業展開が図れるよう支援する。

#### (3) 環境・省エネ等に寄与する設備導入に対する支援

豊洲新市場は、環境に配慮した先進的な市場である。そこで、移転に際して、市場業者及び業界団体が導入する、環境負荷低減・省エネルギー型設備の費用の一部を補助する。

#### 4 各支援策の概要

##### (1) 市場業者の様々な資金需要に対する支援

###### ① 利子補給事業（移転資金）

平成 24 年度から実施している利子補給事業（移転前経営安定化資金）について、利子補給率、資金使途、融資対象メニュー等を拡充して、引き続き実施する。

なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に融資実行を受けているものを利子補給の対象とする。

※ 利子補給事業 … 東京都産業労働局の制度融資及び日本政策金融公庫の融資メニューのうち、東京都が選定したメニューを利用した市場業者に対して、東京都が利子の一部を補助する事業

<主な内容>

	移転資金	移転前経営安定化資金 (参考)
金利負担	0.5%	0.8%
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金
補給対象上限額	なし	1億円
対象者 (中小企業に限定)	① 卸売業者 ② 仲卸業者 ③ 関連事業者	① 仲卸業者 ② 関連事業者

###### ② 組合転貸融資事業

中小企業に該当する仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人の移転費用に対して、所属業界団体による転貸を実施する。転貸を実施する業界団体に対して、金融機関を通じた融資を行い、東京都が利子を補助する。

<主な融資条件>

融資対象	仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人が組織する団体で法人格を有するもの
資金使途	豊洲新市場への移転に必要な運転資金、設備資金など
融資限度額	仲卸業者、関連事業者：1事業者当たり 1,000万円 売買参加者、買出人：1事業者当たり 100万円
融資期間	10年以内

### ③ 仲卸・関連事業者融資事業

中小企業に該当する仲卸業者及び関連事業者の移転費用に対して、金融機関を通じた融資を実施し、東京都が信用保証料の一部を補助する。

<主な融資条件>

融 資 対 象	仲卸業者及び関連事業者の業務の許可を有し、組合転貸融資を受けていないもの
資 金 使 途	豊洲新市場への移転に必要な運転資金、設備資金など
融 資 限 度 額	1事業者当たり 1,000万円
融 資 期 間	10年以内

### ④ 大規模事業者融資事業

大規模事業者（大企業）に対して、豊洲新市場の市場機能の維持・強化に不可欠な大規模施設の導入に係る費用について、金融機関を通じた融資を実施し、東京都が利子の一部を補助する。

<主な融資条件>

融 資 対 象	大規模事業者（大企業）
資 金 使 途	豊洲新市場の市場機能の維持・強化に不可欠な大規模施設の導入に係る費用

## （2）業界団体の自主的事業に対する支援

### ○ 業界団体融資事業

豊洲新市場への移転に関する事業を実施する業界団体等に対して、融資を実施する。

<主な融資条件>

融 資 対 象	卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人が組織する団体で法人格を有するもの等
資 金 使 途	豊洲新市場への移転に関する事業資金
融 資 期 間	20年以内

### (3) 環境・省エネ等に寄与する設備導入に対する支援

#### ○ 環境負荷低減・省エネルギー等に寄与する設備の導入に係る補助制度

閉鎖型施設である豊洲新市場に適した環境負荷低減・省エネルギー型設備の導入を促進するため、東京都が費用の一部を補助する。

なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に購入又はリースを開始したものを補助の対象とする。

<主な内容>

対 象 業 者	卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、買出人及びそれらで組織する団体
補 助 内 容	豊洲新市場に設置（登録）し、東京都が指定する要件を満たした設備の購入価格又はリース契約価格の一部
補 助 率	大企業 3分の1 中小企業・業界団体 2分の1
補 助 上 限 額	大企業 5,000 万円以内 中小企業・業界団体 1,000 万円以内 ※ 例外規定あり
対 象 設 備	冷蔵庫・冷凍庫、低温施設（卸売場、大口荷捌場、立体低温倉庫等）、活魚水槽等、空調機、製氷機、小型特殊自動車等（ガソリン車等から電動車への更新）

## 5 実施時期

平成 26 年 10 月受付開始予定